

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	審議会等委員等名簿	
行政機関等の名称	大阪市長、大阪市教育委員会、大阪市水道局長、大阪市消防長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局行政部行政課（法務グループ）、各所属総務担当	
個人情報ファイルの利用目的	「審議会等の設置及び運営に関する指針」第5、(3)において、「特に必要がある場合を除き、他の審議会等の委員の職を3以上兼ねる者を委員に選任しないこと」と規定しており、各所属において委員を選任する際に兼務状況を確認するために利用する。	
記録項目	1 審議会等名、2 担当局・区、3 役職名、4 氏名、5 ふりがな、6 職種、7 職業名、8 性別、9 年齢、10 在任期間、11 選任回数、12 選任年月、13 解任年月、14 兼任数、15 本市職員か否か、16 公募委員か否か	
記録範囲	本市の附属機関の委員あるいは行政運営上の会合のメンバーである者	
記録情報の収集方法	本人からの略歴書等による申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政部行政課（情報公開グループ） (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	